

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
薩摩川内市	轟地区	令和2年12月15日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	83.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	74.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	18.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.5ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.9ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

<p>(1) 当地区の75歳以上の農業者の耕作面積等は上記のとおりであるが、65歳以上の農業者の状況を見ると、耕作面積は49.5haで、うち後継者未定の農業者の耕作面積は33.8haとなっている。 後継者未定の農地が地区内の耕地面積の40%を占めることとなり、中心経営体が今後、引き受ける意向のある耕作面積と差し引きすると、24.9ha程の農地が数年後には耕作者未定により荒廃してしまう可能性があることが推察される。 鳥獣被害等も年々深刻化する状況で、今後更に耕作放棄地等が増加することが危惧されることから、新たな農地の受け手の確保が急務である。</p> <p>(2) 農地の水利・日照・排水等の生産条件の悪さが中心経営体の規模拡大を阻害する要因となっている為、農地の生産条件の改善が急務である。</p> <p>(3) 20ha程の水田の水利を賄っている、椋山水利ポンプの恒久的な運営が可能となるような財源・人材確保が急務である。</p>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>(1) 当地区は地区内の耕地面積の67%を占める56ha程が中山間地域等直接支払交付金制度の対象農用地となっていることから、集落戦略等を活用して、定期的な話し合い活動を行うこととし、これまでと同様、中心経営体である認定農業者6経営体や認定新規就農者2経営体への農地集積を図るほか、入作を希望する農業者の受入れを促進する。</p> <p>(2) 中心経営体への農地集積を円滑に行えるように、生産条件の改善等を促進する。</p>
---

## 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(1) 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、14筆、14,207㎡となっている。</p> <p>(2) 農地中間管理機構の活用方針 地区全体を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p> <p>(3) 鳥獣被害防止対策の取組方針 集落戦略等を活用し、侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等を再確認し、地区を主体とした被害防止対策の構築に取り組む。</p> <p>(4) 災害対策への取組方針 被災状況等を即時に把握できるような連絡体制を構築する。</p> <p>(5) 中山間地域等直接支払交付金等の各種補助事業を活用し、農地の大区画化、汎用化等の基盤整備に取組み、農業の生産効率の向上を図る。</p> <p>(6) 農作業サポート人材バンクの有効活用や、水稻早期地帯からの農業労力受入れの検討等を行い、農業の省力化を図る。</p>
---